

地方公共団体名	川崎市
---------	-----

1. 設置されている保健・福祉に関する事務所等

事務所等名	箇所数
福祉事務所	9
保健所（市町村保健センター）	8
児童相談所	2
婦人相談所	-
身体障害者更生相談所	1
知的障害者更生相談所	1
精神保健福祉センター	1

2. 統合事務所の概要

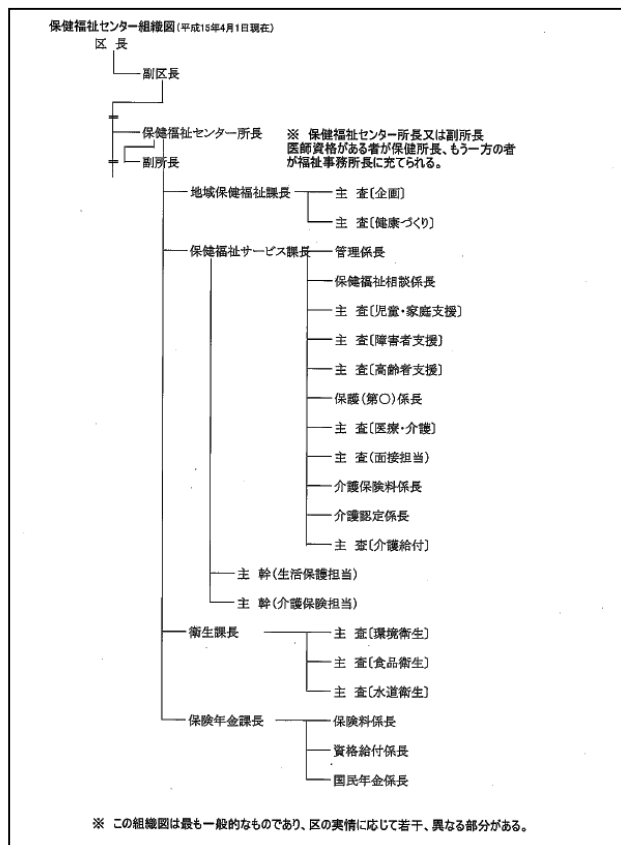
統合事務所名	各区保健福祉センター
統合事務所箇所数	7箇所
統合時期	平成15年4月

川崎市においては、市民の保健福祉の向上を図るため、市民の視点に立った保健と福祉の総合的かつ一体的なサービスの提供が必要であると考え、平成15年4月に保健所と区民福祉部（福祉事務所）を統合し、保健福祉センターを設置した。

保健福祉センターにおいては、市民の多様なニーズを総合的に把握し、課題を解決するとともに、地域のニーズを反映した「保健福祉サービスの提供拠点」とすることを基本目標としている。

組織整備にあたっては、市民にとって「わかりやすい」「利用しやすい」多様化する区の「地域ニーズ」を的確に把握し、反映できる「保健・福祉」の連携を図りやすく、かつ効率的であることを目的とした。

統合後1年経過していないこともあり、業務連携等についての課題も多い。



3. 統合効果

(1) 住民サービスの向上

保健福祉センターにおいては、保健福祉サービス課に保健福祉相談係を設置し、保健福祉サービスの窓口の一元化を図り、子ども、障害者、高齢者への個別の相談からサービスの提供を含めた支援の一元化、総合化、迅速化を図ることとした。また、地域保健福祉課においては、保健、福祉の関係団体との調整を同一部署で行うことにより、地域団体との緊密なネットワーク化を図ることを目標としている。

窓口担当から支援担当への連携が、住民サービスのポイントとなるため、業務マニュアルを作成したが、必ずしも、窓口のあり方が明確化されていないため、マニュアルの修正が必要となっている。

なお、住民サービスが向上した具体的な事例については〇〇ページのとおりである。

(2)組織・人員

保健所と福祉事務所を統合したため、医師職である保健所長と事務職である福祉事務所長を人事発令により所長または副所長とし、各々所掌事務を区分し、決裁権限を与えた。また、統合にあたっては、統合前の職員数を基本に再編を行った。

保健福祉の総合相談窓口を設置し、市民に対し、保健福祉両分野にまたがる相談に一元的に対応するとともに、その後、児童家庭、障害者、高齢者各支援担当に両分野の専門職を配置することにより、一体的サービス提供ができるようにした。

しかしながら、組織的には各支援担当、介護保険担当、生活保護担当を同一課にしたため、構成人員が多く、職員相互の情報の共有化が課題となっている。このため、事務処理においては「業務運営ガイドライン」を作成し、各職員が情報の共有化が図れるようにし、各区役所においては、これをもとに相互理解、研鑽に努めている。

統合にあたっては、事前に全職種を対象とした研修を実施したが、今後は、体系化された保健福祉両分野にわたる研修体制が不可欠であり、効果的な研修の充実に努めていく必要がある。

(3)施設・設備

現行の区役所の庁舎が狭隘なため、組織人員の再配置においては、レイアウト上、課が分断されるなど本来目指したワンストップサービスや各保健福祉担当の連携の効果が反映しづらい区役所もある。

また、市民のプライバシーに配慮するため、相談室などを増設したが、今後ともカウンターの仕切り板の設置など対応を図っていきたい。



(4)行政運営

地域保健福祉課に企画担当を設置し、区の保健福祉関係団体の調整や地域福祉計画などの企画立案を行う担当を新設した。この企画担当には、区民のニーズを把握している保健福祉サービス課の保健福祉相談係長、3人の支援担当主査が兼務し、総合的な企画立案を行っている。いずれにしても、本市の保健福祉センターは、統合間もないこともあり、保健・福祉の業務連携等の組織・機能の検証をしているところである。今後引き続き、事務改善に努めていく必要があると考えている。

担当：川崎市総務局行財政改革実施本部内部改革担当	
TEL	044-200-2060
FAX	044-200-0622
担当：川崎市健康福祉局総務部企画課	
TEL	044-200-2624
FAX	044-200-3925
担当：川崎市市民局地域生活部区政課推進係	
TEL	044-200-2357
FAX	044-200-3912

住民サービスの向上に関する具体的な統合効果について

対象者の区分	●障害者 ○母子家庭 ○婦人保護、DV ●こころの健康 ○高齢者 ●児童（児童虐待防止、子育て支援） ○難病 ○その他（ ）
当該対象者の概要	（本人） 20歳代女性、人格障害・気分変調 （家族） 夫、2歳半児
これまでの経過	・平成15年9月にクリニックの医師と治療が合わず、相談に来所した。 ・子どもに対し、突然手をあげたり、蹴飛ばしたりする行為があり、その後、本人も落ち込み状態にあった。
保健・福祉の連携状況	・日中の子どもの保育のため、保育園利用に向けて障害者支援担当（CW）、児童家庭支援担当（保健師、児童家庭相談員、保育所事務担当）が連携し、保育所入所が可能となり、本人の病状の安定に繋がった。
サービス向上のポイント	・治療と治療環境の整備が迅速に行われた。 ・その後、チームとしての相談体制がとれるようになり、同様な事例にも迅速な対応が図れるようになった。 ・また、保健福祉に関する担当者（CW、保健師、看護師、児童相談所担当者、保育士、事務職等）で共同カンファレンスが行われるようになった。

住民サービスの向上に関する具体的な統合効果について

対象者の区分	●障害者 ○高齢者 ●母子家庭 ○児童（児童虐待防止、子育て支援） ○婦人保護、DV ○難病 ○こころの健康 ○その他（生活保護）
当該対象者の概要	（本人） 30歳代女性、身体障害者3級（脊髄小脳変性症） （家族） 小学3年生、2歳児 ・第2子出産後、病気が進行し、夫が家に寄り付かなくなった頃から子育てが困難であると来所相談
これまでの経過	・保育所を利用することになったが、夫とは、結局離婚することとなり、生活保護を受給することとなる。 ・家事などについては、障害者支援費制度によりホームヘルプサービスを受ける。 ・子育てについては、保育所だけでなく、保健師や民生委員などの支援を受ける。
保健・福祉の連携状況	・保育所の送迎など支援費に馴染まない子育て支援については、民生委員などの支援を受け、日々の子育てについては、健康面での指導と併せて保健師が保育所や学校と連携しながら支援している。
サービス向上のポイント	・地域で暮らす人々が地域で生活を続けていくためには、保健・医療・福祉各分野の連携が必要であり、民生委員をはじめ地域の支援を欠くことはできない。そのためには、保健・福祉の一元的提供が必要だが、実質的な連携をいかに図るかが重要である。